

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み、
が翌日
の翌日
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 入会林野整備計画の適否の決定（林務課）
漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求め
るための発起人の届出（水産課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（三件）（都市計画課）
開発行為に関する工事の完了（ ）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- ◇ 公 告 警備員指導教育責任者講習の実施（ ）
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
地域交通安全活動推進委員の委嘱（交通企画課）

告 示

鳥取県告示第三百二十三号

倉吉市菅原八三菅原地区入会林野整備組合代表者小原勝美から申請のあった菅原地区

入会林野整備計画については、平成六年十二月二十六日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

菅原地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成七年四月十一日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議のあるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百二十四号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第二項に規定する同意を求めるために、発起人になろうとする旨の届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧
発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	
西伯郡名和町大字御来屋一〇九〇 松 田 新太郎 西伯郡名和町大字御来屋二八 敦 賀 龜 義 西伯郡名和町大字御来屋二二八一七 松 田 謙 二	御来屋加入区	漁業の区分 場 所 期 間
気高郡青谷町大字青谷一九五三 長 田 喜太郎 気高郡青谷町大字青谷二〇七二 長 田 晴 信 気高郡青谷町大字青谷一九五〇 遠 藤 正 一	夏泊加入区	
漁業災害補償法第四百四 条第二号に 掲げる漁業		漁業者調書の縦覧
夏泊漁業 協同組合	御来屋漁業 協同組合	
平成七年四月十一日から 同月二十五日まで		

鳥取県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、倉吉市から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

倉吉都市計画下水道 倉吉市公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

1 排水区域

追加する部分

倉吉市中原字道久橋、字下河原、字屋敷通、字沢、字北野道、字後屋敷、字東、字南河原、字西川端、字京免、字竹ヶ鼻及び字上林、小鴨字長隅、字中道、字下り手、字姫路河原、字下河原、字青木、字宮ノ後及び字欠口並びに虹ヶ丘町
変更する部分
倉吉市生田字神主田

鳥取県告示第三百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、羽合町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

羽合都市計画下水道 羽合町公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

排水区域

追加する部分

羽合町大字長瀬字四の中浜、字新川前及び字当免、大字田後字井尻並びに大字赤池字墓廻

鳥取県告示第三百二十七号

鳥取県告示第三百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三朝町から送付を受けた次の都市計画の変更に係る図書の写しは、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目二二〇）において公衆の縦覧に供する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

都市計画下水道 三朝町公共下水道

二 都市計画を変更する土地の区域

1 排水区域

追加する部分

三朝町大字砂原字大舟

変更する部分

三朝町大字森字下天神谷及び字上天神谷

2 水管渠 左岸幹線

追加する部分

三朝町大字本泉字桜ヶ坪

鳥取県告示第三百二十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年八月三十日 鳥取県指令受都計三一第一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市新字上大樋井及び雲山字背戸田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市青葉町三丁目一〇三

株式会社 不動企業

代表取締役 田中宣二

鳥取県告示第三百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成七年四月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 境港市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十八年十一月二十九日から平成十四年三月三十一日まで

（変更前昭和五十八年十一月二十九日から平成十二年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 境港市高松町字後浜田、字与次右衛門開、字寛蔵、字下灘、字釜池

前、字月見浜、字上灘、字高松灘、字紺屋谷、字大槽、字五輪松、字境目、字高松屋敷、字南谷、字高松前、字一ツ家松ノ下、字一ツ家、字岡一ツ家灘、字一ツ家灘、字五郎作灘、字川尻灘、字岡川尻灘、字川尻、字榎ノ下、字北浜田、字垣ノ内、字蔵本、字岡蔵本灘、字川向灘及び字浜田、竹内町字大畑、字宮ノ内及び字清助田、竹内団地並びに上道町字榎東、字戎谷、字家中、字家中灘、字滄海及び字皇松東

変更する部分 境港市小篠津町字御崎灘、美保町字釜池灘及び字上灘、竹内町字三角道、字小磯塚、字三斗時及び字上浜田、福定町字竹ノ下、字荒神下、字大蛇郷及び字聖垣並びに上道町字里道、字里道灘、字薩摩及び字薩摩洋

2 使用の部分 なし

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十一号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成七年四月十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

遊技機の種類	型 式	製 造 者 名
遊技機の種類 回胴式遊技機	セブンリーグ	山佐株式会社
ぱちんこ遊技機	コスモフラッシュ	株式会社ソフリア
〃	マイロッド	京楽産業株式会社
〃	それ行け銀平	〃
〃	ピンクパニーヌ3	〃
〃	ワックドッグA	株式会社まさむら遊機
〃	コーラスラインA	〃
〃	CRフステカ	〃
〃	スィスイフリン	ナルホン工業株式会社
回胴式遊技機	ハスラー	株式会社ワックスフリン
ぱちんこ遊技機	セブンゲッターC	株式会社大一商会
〃	スーパードクターP2A	〃
〃	セブンフラッシュ	〃
〃	スーパードクターA	〃
〃	CRフルーツパッション	〃
〃	Mr. ダイナマイト	〃

公 告

警備業法(昭和47年法第117号)第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成7年4月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 実施日時

(1) 平成7年5月15日(月)から同年同月19日(金)まで

(2) 時間 午前9時から午後5時40分まで

2 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎第28会議室

3 講習場所

(1) 警備業務実施の基本原則に関すること。

(2) 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。

(3) 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。

(4) 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。

(5) その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

4 受講申込書の受付期間

平成7年4月14日(金)から同年同月28日(金)まで(郵送による場合は、平成7年4月29日(土)までの消印のあるもの限り受け付ける。)

5 受講申込書の提出先

(1) 県内に住所を有する者
住所所在地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する者

☎680 鳥取市東町一丁目220 鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課

6 受講申込書の提出部数等

受講申込書は、正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。

7 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、31,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

8 その他

(1) 講習終了後に終了考査を行う。

(2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成7年4月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

1 講習の種類及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以下「許可」という。)を受けようとする者(②のイに掲げ

る者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げる者を対象とする。

- ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
 - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者
- 2 開催の日時及び場所

区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成7年5月16日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目2220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者
	平成7年5月9日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市樫町一丁目151 鳥取県米子警察署 会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住する者
経験者講習	平成7年5月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目2220 鳥取県庁県議会議棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

- ア 初心者講習 4時間30分
- イ 経験者講習 3時間

(2) 講習科目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 5,700円
- イ 経験者講習 2,200円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

道路交通法(昭和35年法律第105号)第114条の5第1項の規定による地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成7年4月11日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 敏 輔

氏 名	住 所	活動区域
	別紙のとおり	

氏名	住 所	活動区域
漆 視 眼	岩美郡岩美町大字浦富598	岩美郡岩美町及び 福部村
米 山 潔	〃 岩美町大字浦富1038	
山 下 次 寿	〃 福部村大字八重原384	鳥取市及び岩美郡 国府町
木 島 哲 也	鳥取市江崎町99	
前 田 武	〃 南町313	
水 野 昭 雄	〃 掛出町4-5	
岸 本 信 義	〃 立川町1丁目21	
安 田 恒 雄	〃 幸町45	
三 田 稔	〃 寺町40-1	
藪 田 忠 良	〃 田園町4丁目249	
福 島 禮 自	〃 行徳2丁目514	
磯 村 務	〃 湖山町北4丁目168	
橋 本 頼 親	〃 東今在家67-4	
岡 嶋 芳 道	〃 天神町22	
小 森 政 春	〃 下味野403	
霜 田 稔	〃 の場121	
小 山 卓 登	〃 雲山105	
小 嶋 享 子	〃 円通寺747	

中 嶋 道 正	〃 岩坪483	
森 田 兼 一	〃 倭人201	
川 口 秀 徳	〃 菖蒲436	
河 原 利 明	〃 本高129	
川 西 謙 一	〃 宮谷201	
松 本 正	〃 松上81	
福 田 京 子	〃 桂見214	
西 谷 秀 彦	〃 大畑257	
坂 林 勝 太 郎	〃 吉岡温泉町469	
山 根 昭 男	〃 伏野2453	
小 玉 正 猛	〃 賀露町889	
山 根 秀 男	〃 湖山町北1丁目114	
伊 佐 田 英 雄	〃 秋里872	
難 波 豊 隆	〃 浜坂6丁目5-11	
野 田 達 男	〃 中大路76-4	
岡 本 幸 廣	〃 南栄町50-2	
川 上 節 則	岩美郡国府町大字高岡451	
林 久 男	八頭郡那家町大字宮谷213-4	
岩 下 貫 二	〃 船岡町大字船岡355-3	

川 嶋 洋	〃 河原町大字曳田167	八頭郡家町、船岡町、河原町、八束町及び若桜町
石 井 善 一	〃 八束町大字才代299	
谷 川 輝 久	〃 若桜町大字若桜1224-13	
池 本 勝 美	〃 用瀬町大字用瀬192	
田 中 富 雄	〃 佐治村大字加茂2620	
森 本 德 男	〃 智頭町大字郷原137-8	
浜 本 篤 志	〃 気高郡気高町大字浜村405	
山 根 孝 則	〃 鹿野町大字鹿野1388-2	
黄 金 修	〃 青谷町大字青谷3773	気高郡気高町、鹿野町及び青谷町
生 駒 佳 正	〃 倉吉市井手畑3-1	
小 田 教 男	〃 上井町1丁目7-13	倉吉市並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町及び北条町
向 井 徹 志	〃 栗尾233-1	
黒 川 博	〃 東郷城町198	
牧 野 洋 子	〃 新町1丁目2429-1	
小 林 輝 美	〃 越殿町1539-4	
佐 藤 和 之	〃 穴沢143-2	
川 本 充	〃 秋喜28	
松 木 良 雄	〃 福富209-1	
山 田 青 欧	〃 下米積1202-8	
養 原 節 雄	〃 大宮97-1	
米 田 佐 和 子	〃 鴨河内1008	
竹 歳 哲 也	〃 東伯郡羽合町大字田後889-2	
陶 山 豊	〃 泊村大字原714-1	
三 好 重 利	〃 東郷町大字龍島159	
池 田 武 夫	〃 三朝町大字三朝1002-10	
笠 長 隆 嗣	〃 関金町大字関金宿1164-1	
磯 江 勝 裕	〃 北条町江北548	
新 一 夫	〃 東伯郡大栄町大字由良宿1790	
田 中 明	〃 東伯町大字蓬東1047	
小 林 京 子	〃 赤碕町大字赤碕1524	
神 義 正	〃 西伯郡中山町塩津378	
橋 本 典 之	〃 米子市上新印287	
門 脇 忠 治	〃 夜見町1685	
原 田 徹	〃 東福原2丁目11-8	
野 口 智 富	〃 西福原8丁目19-9	
佐 野 隆 信	〃 大谷町344	
池 田 美 江 子	〃 日の出町1丁目8-5	
坪 倉 清 春	〃 彦名町7634	

足 芝 忠 夫	〃 河崎2893
吉 山 剛	〃 車尾793-1
松 浦 義 男	〃 上福原1804-84
黒 多 仁	〃 蚊屋286-1
三 好 しず江	〃 角盤町3丁目12
仁 木 進	〃 旗ヶ崎7丁目23-21
井 田 達 雄	〃 富益町2847
実 近 潔	〃 大崎2275-109
竹 中 敏 郎	〃 美吉474
齋 木 亨	〃 福市131
安 宅 保 夫	〃 法勝寺町90
後 藤 潔	〃 尾高1724
井 田 律 夫	〃 和田町2866
安 田 義 人	〃 大篠津町571-1
鴨 谷 順	〃 日下277-2
穂 山 正 敏	〃 河崎3315-32
生 田 裕 宣	〃 兼久117
田 邊 清 美	〃 上福原513-4
松 浦 萬 正	〃 西伯郡西伯町大字鴨部318

米子市並びに西伯郡西伯町、会見町、日吉津村、淀江町、大山町及び名和町

中 曾 照 雄	〃 会見町朝金595	西伯郡岸本町並びに日野郡江府町及び溝口町
高 橋 達 明	〃 日吉津村大字富吉94-2	
唐 来 和 生	〃 淀江町大字西原1326	
遠 谷 長 年	〃 大山町安原158	
美 柑 芳 充	〃 名和町大字大塚453	
関 本 真由美	〃 境港市外江町2262-1	
白 須 一 夫	〃 誠道町152	
漆 利 雄	〃 元町1813-10	
荒 木 昭 一	〃 上道町1366	
佐々木 直	〃 中野町423	
永 見 功	〃 幸神町105	境港市
岸 本 三 千 磨	〃 渡町1207-4	
亀 田 衛	〃 西伯郡岸本町須村590	
末 次 清 士	〃 日野郡江府町大字杉谷505	
長 田 千 穎	〃 溝口町庄152	西伯郡岸本町並びに日野郡江府町及び溝口町
太 田 卓 治	〃 日南町下石見1138-1	
田 邊 茂	〃 日南町生山755	
松 本 正 一	〃 日野町野田253-3	日野郡日南町及び日野町